

# 令和5年度 巨大地震発生時の学校対応基準

真庭市立落合小学校

## 1 このガイドラインを適用する地震の規模

### 真庭市において震度5弱以上の地震が観測された場合

## 2 地震発生時の状況と対応

時間帯	学校の対応	保護者・児童の対応
(1) 登校前	●被害の状況等情報を収集し、登校が可能かどうかを判断し、告知放送やうさぎメールにより、保護者に連絡する。  ※基本的には臨時休校とする。	<b>《児童》</b> ○自宅で待機する。  <b>《保護者》</b> ○登校か休校かの連絡を確認する。 ○登校できない時は学校に連絡する。
(2) 登校中 下校中	●児童の安否及び所在確認をする。 ●臨時休校の連絡をする。 ●登校した児童の安全確認・安全確保、「引渡カード」により隨時児童を保護者に引き渡す。	<b>《児童》</b> ○安全な場所に一時避難する。 ○学校か自宅の近い方に行く。  <b>《保護者》</b> ○安全確認後、学校に引き取りに行く。（登校した場合） ○自宅から近い場合は迎えに行く。 帰宅後可能なら学校へ連絡する。
(3) 在校時	●授業を打ち切り学校内で児童の安全確保を行う。 ●情報を収集し安全確認後、保護者に連絡し児童を引き渡す。 ●安全が確認されるまで、また保護者が引き取りに来るまで学校で児童を安全に待機させる。 ●校外活動時は安全確認後帰校する、帰校が困難な場合は安全な場所で待機する。  ※家庭連絡ができない場合もあるので、基本的には引渡を行うこととする。学校への保護者の車の乗り入れを禁止する。	<b>《児童》</b> ○先生の指示により一時避難し、その後安全な場所に避難する。  <b>《保護者》</b> ○連絡を受けた後、安全確認の上、学校に引き取りに行く。
(4) 在宅時 休日等	●校舎の破損の状況、教職員の状況、地域の安全状況、通信手段等の状況を確認後、状況に応じて「今後の対応」を保護者に連絡する。	<b>《児童》</b> ○落ち着いて保護者の指示に従う。  <b>《保護者》</b> ○流言等不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。 ○確実な情報が得られるまで、自宅で待機する。 ○家庭で緊急時の心構えや対応について話し合っておく。

以上は、あくまでも基本的なガイドラインであり、状況により対応が異なることもあります。

【通信寸断により学校への連絡ができない時、学校からの連絡が来ない時】

落合小学校のメールアドレス [ochiai\\_es@manawa.gse.okayama-c.ed.jp](mailto:ochiai_es@manawa.gse.okayama-c.ed.jp)

落合小学校のホームページ  「真庭市立落合小学校」